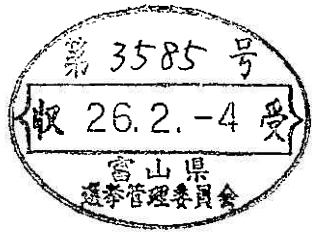
（その１）

収　支　報　告　書（平成　25　年分）



（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　こうせいかい

1 政治団体の名称　光　政　会

2 主たる事務所の所在地　魚津市新金屋1-12-38 インテリジェントセンタービル3F

3 代表者の氏名　宮腰　光寛

4 会計責任者の氏名　山内　光利

事務担当者の氏名

武田　優子

（電話）　0765-23-6150

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	衆議院議員 富山県第二選挙区支部（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	宮腰　光寛

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	宮腰　光寛
公職の種類	衆議院議員 富山県第二選挙区支部（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成 25 年 1 月 1 日から
平成 25 年 12 月 31 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　　入　　総　　額	円 3,165,766
（前年からの繰越額）	327,666
（本年の収入額）	2,838,100
支　　出　　総　　額	2,707,000
翌 年 へ の 繰 越 額	458,766

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	円 0
員　　数	人 0

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	円 2,838,000	
（うち特定寄附）	（ 0 ）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	0	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	2,838,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（ 0 ）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	2,838,000	

（その６）

（６）その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	100	
合　　計	100	

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
篠塚　一夫	36,000	H. 25. 1. 7	黒部市犬山375-3	無職	
藤森　正記	100,000	H. 25. 1. 10	黒部市三日市2903	医師	
高倉千恵子	15,000	H. 25. 2. 22	滑川市高塚315	無職	
城　　幸男	80,000	H. 25. 2. 24	黒部市吉城寺454	会社役員	
新田　八朗	40,000	H. 25. 3. 19	富山市千石町5−7−11	会社役員	
松野　　均	50,000	H. 25. 3. 19	黒部市生地856	団体役員	
経田　昌雄	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市立野71-3	会社員	
杉井　　孝	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市三日市2189-5	自営業	
高田　鐵雄	50,000	H. 25. 3. 21	魚津市吉島2-11-32	会社役員	
舘　　知志	50,000	H. 25. 3. 21	富山市大野68	団体役員	
仲江　昭一	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市堀切1522	無職	
能登　　要	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市立野323	無職	
浜田　和寛	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市堀切3000-2	無職	
村田　秀夫	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市浜石田130-6	無職	
森岡　栄一	15,000	H. 25. 3. 21	黒部市新町6	無職	
この頁の小計	526,000				
その他の寄附					
合　　計					

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
池田　康宏	36,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市宇奈月町内山2368	会社役員	
中村　勝吉	15,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市石田895-7	無職	
中井　紘明	60,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市三日市3211-1	自営業	
能登　吉道	15,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市堀切2096	無職	
長谷川美智子	15,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市堀切649	無職	
松倉栄美子	15,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市石田新700-1	無職	
宮崎　保之	15,000	H. 25 . 3 . 22	黒部市犬山497	無職	
荻野　孝次	50,000	H. 25 . 3 . 25	黒部市前沢2038-3	団体役員	
木下　秋満	36,000	H. 25 . 3 . 25	黒部市犬山461	無職	
砂原　　孝	36,000	H. 25 . 3 . 25	滑川市上小泉1641	会社役員	
出戸端克巳	15,000	H. 25 . 3 . 25	黒部市堀切2992	無職	
能登　　健	15,000	H. 25 . 3 . 25	黒部市堀切2103	無職	
能登　守作	15,000	H. 25 . 3 . 25	黒部市立野2107-1	無職	
米山　俊夫	72,000	H. 25 . 3 . 25	魚津市新宿2-15	医師	
荻生　恒久	15,000	H. 25 . 3 . 26	黒部市立野189-1	会社員	
この頁の小計	425,000				
その他の寄附					
合計					

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
田伏加南代	15,000	H. 25. 3. 26	黒部市岡693	無職	
横田　良三	36,000	H. 25. 3. 26	魚津市浜経田3201	会社役員	
廣木　隆一	100,000	H. 25. 3. 27	黒部市堀切1403	無職	
藤岡　照裕	50,000	H. 25. 3. 27	黒部市三日市1037	医師	
森　　義治	36,000	H. 25. 3. 27	黒部市三日市3509	自営業	
稲場　俊雄	15,000	H. 25. 3. 28	黒部市浜石田128-21	無職	
千代　英夫	50,000	H. 25. 3. 28	黒部市犬山210-5	医師	
宮崎　久嘉	36,000	H. 25. 3. 28	黒部市岡38	自営業	
小川　義郎	15,000	H. 25. 3. 29	黒部市石田6818-1	自営業	
宮崎　隆幸	15,000	H. 25. 3. 29	黒部市新町32-1	会社役員	
下坂　秀逸	15,000	H. 25. 4. 1	黒部市新町147	自営業	
山瀬　恵子	15,000	H. 25. 4. 1	黒部市犬山393-10	会社員	
能登　政雄	15,000	H. 25. 4. 4	黒部市岡726-3	無職	
新酒　賢二	30,000	H. 25. 4. 5	黒部市生地神区431-3	無職	
鷹田　平雄	15,000	H. 25. 4. 5	黒部市浜石田82	自営業	
この頁の小計	458,000				
その他の寄附					
合計					

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
濱田　政利	120,000	H. 25. 4. 8	黒部市宇奈月温泉347-1	会社役員	
花田　敏幸	120,000	H. 25. 4. 10	下新川郡入善町八幡248	会社役員	
森　　幹男	36,000	H. 25. 4. 10	富山市二口5-4-3	会社役員	
石田　正雄	100,000	H. 25. 4. 11	黒部市宇奈月温泉223	会社役員	
石田由紀子	100,000	H. 25. 4. 11	黒部市生地中区56	会社役員	
山本　敏郎	15,000	H. 25. 4. 11	黒部市岡577-36	会社員	
中村　裕一	36,000	H. 25. 4. 12	黒部市岡627	自営業	
東山　忠裕	36,000	H. 25. 4. 16	黒部市三日市大黒町3068	自営業	
浜田　淳一	15,000	H. 25. 4. 16	黒部市堀切2097	無職	
米丘　政文	30,000	H. 25. 4. 16	下新川郡朝日町月山新133-9	自営業	
中谷松太郎	15,000	H. 25. 4. 18	黒部市石田6930	農業	
飛弾　憲行	15,000	H. 25. 4. 22	黒部市岡163	自営業	
南塚　寧久	15,000	H. 25. 4. 25	黒部市石田6535-2	会社役員	
水口　秀昭	36,000	H. 25. 4. 26	富山市才覚地176	会社役員	
代蔵　要市	15,000	H. 25. 5. 9	黒部市石田6837	会社役員	
この頁の小計	704,000				
その他の寄附					
合　　計					

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
	円				
舟田　修三	15,000	H. 25. 5. 9	黒部市立野17-14	自営業	
深松　　実	100,000	H. 25. 5. 22	下新川郡朝日町沼保字江上1223-1	会社役員	
志鷹　新樹	120,000	H. 25. 8. 20	中新川郡立山町芦峅寺49	会社役員	
水島　吉文	30,000	H. 25. 8. 30	下新川郡朝日町境1229-1	自営業	
上田　英俊	30,000	H. 25. 11. 15	下新川郡入善町入膳5535	富山県議会議員	
大野　久芳	30,000	H. 25. 11. 15	黒部市生地246-1	富山県議会議員	
鹿熊　正一	30,000	H. 25. 11. 15	下新川郡朝日町殿町1495	富山県議会議員	
神田　真邦	30,000	H. 25. 11. 15	滑川市中川原121	富山県議会議員	
坂田　光文	30,000	H. 25. 11. 15	富山市中大久保32-10	富山県議会議員	
高野　行雄	30,000	H. 25. 11. 15	魚津市大字大海寺野村5992	富山県議会議員	
高平　公嗣	30,000	H. 25. 11. 15	中新川郡立山町高原八ツ屋161	富山県議会議員	
稗苗　清吉	30,000	H. 25. 11. 15	魚津市稗畠2375	富山県議会議員	
藤井　裕久	30,000	H. 25. 11. 15	富山市婦中町千里982	富山県議会議員	
宮本　光明	30,000	H. 25. 11. 15	富山市八尾町平沢381	富山県議会議員	
横山　　栄	30,000	H. 25. 11. 15	黒部市石田975	富山県議会議員	
この頁の小計	595,000				
その他の寄附					
合計					

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
田中　慎二	円 100,000	H. 25 . 12 . 27	黒部市生地経新4433	医師	

この頁の小計	100,000
その他の寄附	30,000
合　　計	2,838,000

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
(1)人　　件　　費	0	
(2)光　熱　水　費	0	
(3)備品・消耗品費	0	
(4)事　務　所　費	70,000	
小　　計	70,000	
２　政治活動費		
(1)組織活動費	237,000	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	2,400,000	
(6)その他の経費	0	
小　　計	2,637,000	
合　　計	2,707,000	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
会計監査報酬	70,000 円	H25.3.28	金森秀夫税理士事務所	魚津市新金屋2-9-6	源泉分7147円
この頁の小計	70,000				
その他の支出	0				
合　　計	70,000				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費（会合費）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
役員会昼食代	39,000	H25. 4.20	ホテルアクア黒部	黒部市天神新353-1	
総会会場費	168,000	H25. 5.28	ホテルアクア黒部	黒部市天神新353-1	
総会看板代	30,000	H25. 5.28	ホテルアクア黒部	黒部市天神新353-1	
この頁の小計	237,000				
その他の支出	0				
合　　計	237,000				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金（寄附）
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
寄　附	1,000,000	H25. 4. 11	宮腰光寛後援会	魚津市新金屋1-12-38 インテリジェントセンタービル3Ｆ	
寄　附	1,000,000	H25. 7. 16	宮腰光寛後援会	魚津市新金屋1-12-38 インテリジェントセンタービル3Ｆ	
寄　附	400,000	H25. 12. 26	宮腰光寛後援会	魚津市新金屋1-12-38 インテリジェントセンタービル3Ｆ	
この頁の小計	2,400,000				
その他の支出	0				
合　　計	2,400,000				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　２６　年　２　月　４　日

政治団体の名称　　光　政　会

会計責任者の氏名　　山　内　光　利　　印

※代　表　者　の　氏　名　　印

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

平成２６年２月３日

光　政　会
代表　宮腰　光寛　殿

登録政治資金監査人　金森秀
登　録　番　号　第　２９３７　号
研修修了年月日　平成21年10月23日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、光政会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、光政会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書振込明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

光政会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、光政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上